【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	株式会社ＪＢイレブン
【英訳名】	JB ELEVEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　新美　司
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	（052）629－1100
【事務連絡者氏名】	取締役　田畠　英幸
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
【電話番号】	（052）629－1100
【事務連絡者氏名】	取締役　田畠　英幸
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所

１【提出理由】

平成30年６月25日に開催された当社第37回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年６月25日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数	4,870名
その有する議決権の数	70,348個

(3) 決議事項の内容

第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

１．資本準備金の額の減少の目的

今後の資本施策の柔軟性および機動性を確保するため、会社法448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

２．資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金385,222,346円のうち113,563,210円を減少させ、その他資本剰余金に減少額の全額を振替えるものです。減少後の資本準備金の額は、271,659,136円となります。資本準備金の額の減少の効力発生日は平成30年６月26日です。

３．剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金からその他資本剰余金に振替えられた113,563,210円の全額を繰越利益剰余金に振替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	113,563,210円

② 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	113,563,210円

③ 剰余金の処分の効力発生日

平成30年６月26日

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、新美司、伊藤真一、亀岡巧、相川眞、田畠英幸、椋本充士の各氏を選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

取締役（監査等委員）として、伊藤眞一郎、木村元泰、岩瀬余止秀、榊原陽子の各氏を選任するものであります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

補欠の取締役（監査等委員）として、黒田博司、花井勉の各氏を選任するものであります。

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第１号議案	54,254個	264個	－	（注）１	可決99.52%
第２号議案					
新美　司	54,220個	300個	－	（注）２	可決99.45%
伊藤　真一	54,231個	289個	－		可決99.47%
亀岡　巧	54,239個	281個	－		可決99.48%
相川　眞	54,226個	294個	－		可決99.46%
田畠　英幸	54,247個	273個	－		可決99.50%
椋本　充士	54,242個	278個	－		可決99.49%
第３号議案					
伊藤　眞一郎	54,186個	334個	－	（注）２	可決99.39%
木村　元泰	54,263個	257個	－		可決99.53%
岩瀬　余止秀	54,253個	267個	－		可決99.51%
榊原　陽子	54,264個	256個	－		可決99.53%
第４号議案					
黒田　博司	54,221個	298個	－	（注）２	可決99.45%
花井　勉	54,243個	276個	－		可決99.49%

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第１号議案から第４号議案までのすべての議案は、本株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上